# 令和8年度 保育施設入所申請のご案内



令和8年度に保育施設の利用を希望する場合は、この冊子をよくご覧いただき、入所の申し込みをお願いします。

現在、保育施設を利用している方も、毎年、入所申し込みが必要となります。

申 請 期 間: 令和7年10月24日(金)~10月31日(金)

申 請 場 所:(第1希望保育施設)公立→希望の保育施設 私立→子ども家庭課

※年度途中から入所を希望するお子さんについては、随時受付を行っていますが、利用調整は 上記期間内の受付分が優先となります。

お問い合わせ先: 〒987-8602 美里町北浦字駒米 13番地

美里町役場 子ども家庭課

電話 0229-33-1411

FAX 0229-33-1412

# ≪保育施設の利用について≫

	町内認可保育施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	保育所についてのQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	保育施設の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	保育の必要性・必要量の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	利用者負担額(保育料)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
	給食費(副食費)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	延長保育料(時間外保育料)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	その他経費について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	納入方法及び時期について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
«	《令和8年度保育施設入所の手続きについて》
	入所申込みの手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
	保育所入所までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

## ◎令和8年度の年齢別クラスは下表のとおりです。

クラス	生年月日
〇歳児	令和7年(2025年)4月2日~
1 歳児	令和6年(2024年)4月2日~令和7年(2025年)4月1日
2歳児	令和5年(2023年)4月2日~令和6年(2024年)4月1日
3歳児	令和4年(2022年)4月2日~令和5年(2023年)4月1日
4歳児	令和3年(2021年)4月2日~令和4年(2022年)4月1日
5歳児	令和2年(2020年)4月2日~令和3年(2021年)4月1日

※令和8年4月1日時点の年齢がクラス年齢になります。

## 町内認可保育施設一覧

## 〇保育所

施設名	所在地	設置主体	受入れ年齢・定員	
小牛田保育所 (公立)	北浦字駒米8 TEL: 0229-32-2676	美里町	定員:84人 〇歳児:3人、1歳児:6人 2歳児:6人、3歳児:23人 4歳児:23人、5歳児:23人	
なんごう保育園(公立)	木間塚字中央1 TEL:0229-58-1272	美里町	定員:45人 〇歳児:6人、1歳児:12人 2歳児:12人、3歳児:5人 4歳児:5人、5歳児:5人	

## 〇幼保連携型認定こども園

施設名	所在地	設置主体	受入れ年齢・定員
食と森のこども園美里 (私立)	駅東2丁目17-10 TEL:0229-29-9761	社会福祉法人想伝舎	[保育枠] <u>定員:110人</u> の歳月:10人、1歳月:18人 2歳月:18人、3歳月:20人 4歳月:22人、5歳月:22人 [教育枠] <u>定員:11人</u> 満3歳月:2人、3歳月:2人 4歳月:3人、5歳月:4人

# 〇小規模保育事業施設

施設名	所在地	設置主体	受入れ年齢・定員
こすずめ園 (私立)	牛飼字牛飼38-7 TEL:0229-25-7477	有限会社 ポプラ	定員:19人 0歳児:6人、1歳児:6人 2歳児:7人
おひさま保育園(私立)	牛飼字新西原236 TEL:0229-25-5535	株式会社 I PK	定員:15人 0歳児:3人、1歳児:6人 2歳児:6人
みつばち保育園 (私立)	青生字新鳴頼119 TEL: 0229-25-5652	株式会社	定員:19人 0歳児:5人、1歳児:6人 2歳児:8人
おひさま第二保育園(私立)	牛飼字新西原233-1 TEL:0229-25-5535	株式会社 I PK	定員:15人 0歳児:3人、1歳児:6人 2歳児:6人

## 〇事業所内保育事業施設

施設名	所在地	設置主体	受入れ年齢・定員
ハミング保育園	牛飼字牛飼38-7	有限会社	<u>定員:19人</u> ※地域枠は5人
(私立)	TEL: 0229-31-1505	ポプラ	1歳児:2人、2歳児:3人

<sup>※</sup>基本的には小規模保育施設と同じですが、運営法人従業員のお子さんを優先的に受け入れる「事業所枠」があります。

## 保育についてのQ&A

# Q / 認可保育施設とは?

一定の基準に基づき、宮城県(小規模保育事業施設、事業所内保育施設は美里町)が認めた保育施設です。小牛田保育所、なんごう保育園も同じく認可保育施設となります。

Α

入所できる要件もすべて同じく、「保護者の就労等により自宅での保育が困難な児童」です。

# Q | 認可保育施設の種類は?

一般的に全て「保育所(園)」と呼ばれますが、現在募集している町内の施設は「保育所」「幼保連携型認定こども園」「小規模保育事業施設」「事業所内保育施設」の4つに分けられます。

Α

保育内容や職員配置などに大きな違いはありませんが、「小規模保育事業施設」と「事業所内保育施設」はO歳児から2歳児までの受入れで、定員の上限が19人の小規模な施設という点、また、「事業所内保育施設」は事業所の従業員のお子様を受入れるほかに19人定員中最低5人の地域枠(一般の入所)が設けられるという点が特徴です。

# Q | 認定こども園とは?

認定こども園とは、幼稚園と保育所の両方の性質を合わせもっている施設です。

Α

1号認定(教育枠)の子どもと2号認定(保育枠)の子どもが同じ教育・保育を受けて園生活を共に過ごします。詳しい内容については直接施設にお問い合わせください。

# Q 私立保育施設と公立保育施設の違いは?

料金面では、保育料以外の「延長保育料」や「教材費」、「給食費」など実費負担の経費の額が異なります。

Α

また、保育理念や保育方針などはそれぞれの施設で特色のあるものになっています。よりご家庭の保育方針に近い施設を選ぶのも重要です。

# Q 私立の保育施設の保育料は?

公立の保育施設と同じく、保護者の課税状況を基に町が規則で定める額になります。

Α

# Q / 保育時間は?

公立、私立ともに、最大で午前7時から午後7時までの12時間です (保育標準時間の場合)。

Α

ただし、午後6時から午後7時までの1時間は延長保育料が別途かかります。

## 保育施設の役割

保育所は、保護者の仕事や病気等により、保育を必要とする児童に対して保護者に代わって保育を行う施設です。そのため「集団生活に慣れさせるため」「下の子の育児に手がかかるから」「普段遊べる友達がいないから」等の理由だけでは入所できません。

## 保育の必要性・必要量の認定

## 〇保育の必要性の認定

保育所や幼稚園等の利用を希望する場合、保護者の方に利用のための認定を受けていただきます。3つの認定区分に応じて利用施設が決まります。

## <認定区分>

認定区分	認定条件	利用先
1号認定	教育を希望する場合	幼稚園
満3歳以上・教育標準認定	(両親の就労の有無に関わらず希望できる)	こども園(教育枠)
2号認定	保育を必要とする「保育の必要な事由」に該当し	保育所
満3歳以上・保育認定	保育所等を希望する場合	こども園(保育枠)
3号認定	保育を必要とする「保育の必要な事由」に該当し、	保育所
35mile	保育所等を希望する場合	子ども園(保育枠)
河の成不河・木目弧化	休月川守で布望90場口	小規模保育施設等

#### 【保育の必要な事由】

- (1) 就労
- (2) 妊娠•出産
- (3) 保護者の疾病・障害
- (4) 同居又は長期入院している親族の介護・看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動
- (7) 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- (8) 虐待やDVのおそれがある場合
- (9) 育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- (10) その他、町が認める場合

#### 〇保育の必要量の認定

保育の必要性の認定を受けたうえで、家庭の就労実態(通勤時間も考慮)等に応じて次のいずれかに区分されます。

・「保育標準時間」 フルタイムの就労などの場合

利用可能な時間:11時間(午前7時から午後6時)、延長保育(午後6時から午後7時)

•「保育短時間」 パートタイム就労などの場合・育児休業取得中の場合

利用可能な時間: 8時間(午前9時から午後5時)

※私立保育施設は各施設で時間帯が異なります

#### 【保育施設の標準時間・短時間利用一覧表】

施設名	標準時間	短時間	延長保育
小牛田保育所		9:00~17:00	
なんごう保育園		9:00~17:00	
食と森のこども園美里		8:30~16:30	18:00~19:00
こすずめ園	7:00 40:00	8:00~16:00	(短期間認定の場合)
おひさま保育園	7:00~18:00	8:00~16:00	は、施設ごとに決められた短時間の時間外部
みつばち保育園		8:00~16:00	
おひさま第二保育園		8:00~16:00	/3/
ハミング保育園		8:30~16:30	

- ・申込時に短時間認定を希望される場合は、上記の範囲内で利用時間を記入してください。(申込児童の兄弟姉妹の育児休業中は短時間での利用をお願いします。)
- ・入園後に短時間→標準時間の認定変更が可能です。変更を希望する際は、変更希望日までに子ども家庭課で手続きを行ってください。※日付をさかのぼっての変更はできません。

## 利用者負担額(保育料)

利用者負担額(保育料)は、住民票上の世帯分離に関わらず、生活の実態を重視し、保育所に入所している児童と同一家屋に居住する父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の方の市町村民税所得割額の合計額によって決定します。

なお、3~5歳児は所得に関係なく、利用者負担額(保育料)は無償です。

#### ◆利用者負担額の算定方法

4月分から8月分までは前年度の市町村民税所得割額により、9月分からは当該年度分の市町村民税所得割額に基づいて決まります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	F度の市場 (利用者)					当該年度 利用	の市町村 月者負担8			きづく	

## 【利用者負担額(保育料)徴収基準額表】

	階層認	定基準	利用者	<b>皆負担額(保育</b>	育料)月額(F	円)
階層 区分	父母及びそれ以外の対	35 (0~2歳)		2号 (3歳児クラス以上)		
	宰者である場合に限る	る)の合計額	標準制	短問	標準時間	短時間
第1階層	生活保護法による被係	<b>呆護世帯</b>	0円	円	の円	の円
第2階層	市町村民税非親世	节	0円	0円	の円	の円
第3階層	市町村民税均等書願の	のみの世帯	10,000円	9,800円	の円	OH)
第4階層		所得害額 52,500円未満	14,000円	13,800円	の円	の円
第5階層		52,500円以上 57,700円未満	20,000円	19,700円	の円	O円
第6階層		57,700円以上 77,101円未満	20,000円	19,700円	の円	O円
第7階層		77,101円以上 88,500円未満	20,000円	19,700円	の円	O円
第8階層	市町村民税の 所得害喀頭駅税世帯	88,500円以上 148,500円未満	26,000円	25,600円	の円	O円
第9階層		148,500円以上 201,000円未満	33,000円	32,400円	の円	O円
第10階層		201,000円以上 231,000円未満	40,000円	39,300円	の円	O円
第11階層		231,000円以上 330,700円未満	42,000円	41,300円	の円	O円
第12階層		330,700円以上	45,000円	44,200円	の円	O円

#### ※利用者負担額(保育料)徴収基準額表に関する留意事項

- ①利用者負担額において市町村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額空除、配当控除、寄附金税額空除、外国税額空除、配当割額・株式等譲渡所得割額空除は適用されません。
- ②利用者負担額(保育料)の年齢は、年度の初日(4月1日)の年齢で決まります。年度途中で誕生日を迎えてもその年度中の保育料は変わりません。
- ③第6階層から12階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、 幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は 児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合、最年長の児童から順に2人目 は該当する利用者負担額(保育料)徴収基準額表の半額、3人目以降は無料となります。 また、児童の属する世帯が第2階層では第2子以降は無料、第3階層から第5階層までの世帯で保 護者と生計を一にする子等がいれば、年齢にかかわらず第2子は該当する利用者負担額(保育料) 徴収基準額表の半額、第3子以降は無料となります。

## ◎利用者負担額(保育料)の減額について

児童の属している世帯が次のいずれかに該当する場合、かつ利用者負担額(保育料)の階層が次表に掲げる階層に認定された場合の利用者負担額(保育料)の月額は、次のとおりとなります。

- ①母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子で、現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯、みなし寡婦の世帯又はみなし寡夫の世帯
- ②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎 年金等受給者のいずれかに該当する者がいる世帯
  - ※身体障害者手帳等のコピーを提出してください。
- ③保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者特に困窮していると町長が認めた世帯

#### ■利用者負担額(保育料)の減額 ※7)とり親世帯の場合、第7階層まではこちらを適用します。

	利用者負担額(保育料)月額									
ルマン		3号(3	歳未満)			2号 (3	歳以上)			
階層区分	標準	時間	短	間	標準	時間	短時間			
	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降	第1子	第2子以降		
第2階層	O円	O円	O円	O円	O円	O円	O円	0円		
第3階層	O円	0円	O円	O円	O円	O円	O円	0円		
第4階層	5,000円	O円	5,000円	O円	O円	O円	O円	0円		
第5階層	9,000円	O円	9,000円	O円	O円	O円	O円	0円		
第6階層	9,000円	0円	9,000円	O円	O円	O円	O円	0円		
第7階層	9,000円	0円	9,000円	O円	0円	0円	0円	0円		

児童の属する世帯が第4階層から第7階層までの世帯で、保護者と生計を一にする子等がいれば、年齢にかかわらず第2子以路は利用者負担額をO円とする。

#### 保育所給食費(副食費)

- 0~2歳児の保育所給食費は、保育料に含まれています。
- 3~5歳児の保育所給食費(副食費等)は実費になり、各施設の提供内容及び提供方法により金額を設定しています。

施設名	給食費
小牛田保育所	月額6,000円 ※日割り計算等は行わない
なんごう保育園	月額6,000円 ※日割り計算等は行わない
食と森のこども園美里	副食費:月額6,800円、主食費:月額1,200円

## ≪給食費(副食費)免除≫

市町村民税所得割額が基準額を下回る世帯は、給食費が免除になります。免除になる世帯には「保育所給食費免除通知書」でお知らせいたします。

#### ①世帯収入が360万円未満相当の世帯

- ・第1階層から第4階層に該当する一般世帯
- ・第1階層から第7階層に該当するひとり親世帯等

### ①第3子以降の児童

※第6階層から第12階層に該当する世帯は、就学前の児童から起算して第3子以降の児童

# 延長保育料(時間外保育料)

◎延長保育料(時間外保育料)は、下表のとおりです。

施設名	認定区分	延長保育利用時間	金額
小牛田保育所 なんごう保育園	保育標準時間認定	18:00~19:00	200円/日 2,000円/月
	保育短時間認定	9:00~17:00を 超える最初の1時間 (1日1時間のみ利用可)	200円/日 ※日単位のみ利用可
食と森のこども園美里	保育標準時間認定	18:00~19:00	300円/1回 (10回以上の利用で 月額3,000円)
	保育短時間認定	7:00~8:30 16:30~18:00	300円/1回
こすずめ園	保育標準時間認定	18:00~19:00	400円/1回
	保育短時間認定	7:00~8:00 16:00~19:00	400円/1時間
おひさま保育園	保育標準時間認定	18:00~19:00	800円/1回
	保育短時間認定	7:00~8:00 16:00~19:00	800円/1時間
	保育標準時間認定	18:00~19:00	200円/1回30分
みつばち保育園	保育短時間認定	7:00~8:00 16:00~19:00	200円/1回30分
おひさま第二保育園	保育標準時間認定	18:00~19:00	800円/1回
	保育短時間認定	7:00~8:00 16:00~19:00	800円/1時間
ハミング保育園	保育標準時間認定	18:00~19:00	400円/1回
	保育短時間認定	7:00~8:30 16:30~19:00	400円/1時間

# その他経費について

各施設において、保育に必要な経費として、日用品・文房具等購入費、行事参加費用など、実費徴収を行う場合があります。あらかじめご了承ください。 詳細については、各施設にお問い合わせください。

## 納入方法及び時期について

## 〈支払先が美里町の場合〉

#### ◆納期限

月末(金融機関が休業日にあたるときは、直後の営業日)

## ◆納付方法

#### 口座振替の場合

- 月末(金融機関が休業日にあたるときは、直後の営業日)が振替日です。
  - ※口座振替日の前に預金残高を確認いただき口座振替不能となりませんように注意 してください。
  - ※口座振替不能となった場合は、後日納入通知書を発行します。

#### 納入通知書の場合

• 月末の納付期限までに必ず納入してください。

## 〈支払先が利用施設の場合〉

納期限・納付方法等は、施設によって異なります。利用施設に確認してください。

	利用施設の種類	金額の決定者	支払先	
	公立保育所(町内)		美里町へ支払い	
保育料	私立保育所(町内外問わず)			
	公立保育所(町外)	美里町	利用施設へ支払い	
	認定こども園(町内外問わず)	天主町		
	小規模保育事業施設			
	事業所内保育事業施設			
	公立保育所(町内)	美里町	美里町へ支払い	
<b>松合弗</b>	公立保育所(町外)	所在地自治体		
給食費	私立保育所(町内外問わず)	各施設	利用施設へ支払い	
	認定こども園(町内外問わず)	亩水で		
※保育料は2歳児クラス以下、給食費は3歳児クラス以上が対象となります。				

## 入所申込みの手続きについて

## 1.申請期間等

希望保育施設	申請場所	申請受付期間	申請受付時間
・小牛田保育所 ・なんごう保育園	希望の 保育施設	10月24日(金)~10月31日(金) ※土曜日は8:30~12:00まで受付 ※日曜日を除く	8:30~17:00
<ul><li>・食と森のこども園美里(保育枠)</li><li>・町内小規模型保育施設</li><li>・他市町村保育施設</li></ul>	子ども 家庭課	10月24日(金)~10月31日(金) ※10月24日・10月30日の2日 間は19時まで受付 ※土曜日、日曜日を除く	8:30~17:15

- ※小牛田保育所・なんごう保育園へ入所希望の場合、保護者と児童との面談を実施します。 必ず入所を希望する児童(生後3か月末満の児童は除く)と一緒にお越しください。
- ※希望する施設について見学をするなど、施設の情報を得た上で申請してください。
- ※食と森のこども園美里の教育枠を希望する場合は、直接施設へ申請書類を提出してください。

#### 【年度途中の入所申込みについて】

年度途中から入所を希望するお子さんについては、随時受付を行っていますが、入所選考は上表期間内の受付分が優先となります。

◎年度途中入所の各月の申請書提出期限は下表のとおりです。

入所希望日	1⊟~15⊟	16⊟~31⊟
申込期限	前月10日まで	前月25日まで

- ※申込期限の日が土・日・祝日の場合、直前の平日が期限となります。
- ※提出物に不備がある場合、申し込みの受付はできません。
- ※定員を超える入所申請があった場合には、美里町入所児童利用調整委員会において入所者を決定します。
- ※<u>美里町に転入予定で入所を希望する場合、町外に住所を有する場合でも期間内の提出が</u> 必要です。事前に子ども家庭課までご相談ください。

#### 2.申請必要書類

- (1)「支給認定申請書兼利用申込書」もしくは「支給認定現況届」(児童1人につき1部)※令和8年度から入所予定の方→支給認定申請書兼利用申込書現在保育所に入所している方→支給認定現況届
- (2) 現況調査票 ※現在保育所に入所している方は不要。
- (3) 保育が必要であることを証明する下記の書類 (65歳未満の同居している方全員分)

①就労の場合 →「就労証明書」(様式指定)

②自営業・農業の場合 →「就労証明書」(様式指定)と「確定申告書の写し」

③病気の場合 → 「医師の診断書」又は「身体障害者手帳の写し」や「療育手帳の写し」

4出産の場合 → 「出産証明書」や「母子健康手帳の写し」

⑤就学の場合 → 「在学証明書」等

⑥求職活動の場合 →「ハローワークカードの写し」や求職活動の状況を確認できるもの

⑦その他 →家庭で保育できない状況を証明するもの

※兄弟姉妹など児童2人以上が申請する場合は1部のみの提出で構いません。

また、幼稚園・放課後児童クラブ等にも申請する場合は、コピーでの提出も可能です。

※就労証明書の発行に時間がかかる場合は、事前に子ども家庭課までご相談ください。

また、勤務状況等が変わった場合は、<a href="mailto:www.misson.com/wisson.com/www.misson.com/wisson.com/wisson.com/wisson.com/wisson.com/wisson

**就労時間での就労をする**必要があります。

申請時と大幅に就労時間が変わる場合、入所取り消しとなる場合があります。

- (4) 利用者負担額(保育料) 算定のため必要な書類(児童の父母分)
  - ①令和7年1月1日現在で町外に住民登録をしていた方のみ提出
    - →令和7年度市区町村民税課税(非課税)証明書(控除記載があるもの)
    - ※既に子ども家庭課へ提出済みの場合は、必要ありません。
  - ②父母が身体障害者手帳や療育手帳等を所持している場合
    - →利用者負担額が軽減される場合があります。身体障害者手帳等の写しを提出してください。

#### 3.留意事項等

- ・入所時に生後2か月になる児童から受け入れ可能です。
- 育児休業中の方については、<mark>入園・入所から1か月以内に申請の際に提出した就労証明書と</mark> 同等の勤務内容で復職する必要があります。

また、その事実を証明するため、<mark>復職日の2週間後までに復職証明書の提出</mark>が必要です。

- 各種書類は子ども家庭課で配布するほか、HPからもダウンロードが可能です。
- ・町外の認可保育施設をご希望の場合、申請時期は保育施設の所在市町村によって異なります。事前に子ども家庭課までご連絡ください。
- 入所に関するご相談、お問い合わせは<u>子ども家庭課(TEL:0229-33-1411)</u>
   までお願いします。

## 保育所入所までの流れ (令和8年4月1日入所の場合)

# 10月1日(水)~ 令和8年度保育所入所申請書類配布

- 現在、保育所に入所している場合は、利用施設で配布します。(広域利用の場合は郵送)
- ・来年度から保育施設に入所する場合は、子ども家庭課、公立保育所、食と森のこども園美里 で配布します。
- 町のホームページからもダウンロードが可能です。

# 10月24日(金)~10月31日(金) 支給認定申請兼利用申込受付

- ① 町内公立保育所が第1希望の場合
  - ・小牛田保育所又はなんごう保育園へ申請書類をお持ちください。
  - 保護者と児童との面談を実施します。必ず入所を希望する児童(生後3か月以内の児童は除く)と一緒にお越しください。
- ② 町内私立保育施設が第1希望の場合
  - 子ども家庭課に申請書類をお持ちください。
- ③ 他市町村の保育施設(公立・私立)を希望する場合
  - 事前に子ども家庭課に相談の上、申請書類をお持ちください。※申請時期は保育施設の所在市町村によって異なります。

## 12月中旬 調査、利用調整、入所決定(不可決定)

- ・必要に応じて電話等で調査・確認し、保育認定を行います。
- 美里町の「保育所入所児童利用調整基準表」を基に審査・決定します。

# 12月下旬 結果の通知、不可の方の入所施設調整(1月中旬まで)

- ① 入所が決定した方
  - 「保育所入所承諾通知書」をお送りします。
  - 後日入所が決定した施設から今後の必要な手続きなどをご案内します。
- ② 入所が不可の方
  - 利用調整の結果、希望施設に入所できない方には「保育所入所保留通知書」をお送りし、 後日空いている施設をご案内します。
- ※他市町村の保育施設へ申請した場合は、結果の通知が遅くなる場合がございます。

## 2月中旬~3月上旬 入所説明会

• 施設ごとに行います。入所決定施設からご案内します。

## <u> 4月1日~ 入所</u>

・入所当初に「慣らし保育(少しずつ保育時間を延ばす)」を行います。具体的な慣らし保育の期間については、各施設にお問い合わせください。

#### 5月1日まで 育休復帰

- ・育児休業中の方については、入所から1か月以内に復職する必要があります。
- 復職日の2週間後までに復職証明書を提出してください。
- ※上記提出期限以降も随時受付は行いますが、利用調整の優先順位は下がりますのでご承知ください。